

住用地区認定こども園整備事業

住用総合支所

市民福祉課

⑦対話を希望する事業者の事業展開エリア ※該当する番号に○（複数可） 注）希望する規模の事業者を確約するものではありません	1.全国展開している事業者 2.当該エリア外の事業者 3.地元事業者 4.その他（ ）
2. 事業概要	
(1) 基本情報	
①事業の分野 ※該当する番号に○（複数可）	1.公有財産利活用 2.都市公園 3.観光施設 4.教育・文化関連施設 5.賃貸住宅・宿舍等 6.廃棄物処理施設・斎場 7.インフラ施設（ ） 8.その他（ ）
②事業の種類 ※該当する番号に○（複数可）	1.新設 2.建替え 3.改修 4.維持管理・運営 5.その他（ ）
③想定する事業類型 ※該当する番号に○（複数可）	1.サービス購入型 2.収益型 3.混合型 4.その他（未定）
④想定する事業の手法 ※該当する番号に○（複数可） ※PFI事業方式（BTO、RO等）が具体的に決まっている場合、「1.PFI事業」の（ ）内に記載ください。	1.PFI事業（ ）方式 2.DBO方式 3.包括的民間委託 4.指定管理者制度 5.コンセッション 6.Park-PFI 7.土地の賃貸借 8.土地の売却・譲渡 9.建物の賃貸借 10.建物の売却・譲渡 11.その他(DB方式との意見が行政から出ているが現時点では未確定。)
⑤事業内容 ※事業の内容を簡潔にご記入下さい	現在、住用地区はへき地保育所3施設と地域型保育事業所1施設の合計4施設が整備されている。しかし、そのうち東城へき地保育所はH29年土砂災害により使用不能となり、現在、集会場の一部を借用し運営している。よって、早期の認定こども園の整備が必要となっている。 市として導入を検討している機能は以下のとおり（0～2歳児保育・保育時間拡充・給食の提供・延長保育・幼稚園機能・一時預かり）
⑥現状及び課題	0～2歳児の定員が5名と少なく、3～5歳児の通う幼稚園も無い。また保育施設の老朽化や施設整備に伴う保育士の確保等の課題もあり、これらの課題を解消すると同時に将来も見据えた施設整備が求められる。
⑦前提条件 ※事業化にあたって事業者にも考慮してほしい事項等を簡潔にご記入ください	0～5歳児対象で定員40名程度の認定こども園の整備。 世界自然遺産登録地である立地を生かし、地域の歴史に即した独自の保育・教育を実施するにふさわしい施設整備も検討している。
⑧事業スケジュール（予定）	令和5年度 提案書・事業者公募 令和6～7年 事業者選定・施工 令和8年度 供用開始

(2) 対象地	
①所在地（交通情報含む）	鹿児島県奄美市住用町大字摺勝字廣 555 番 1 3 の一部
②敷地面積	約 2800㎡
③土地利用上の制約	一部イエローゾーン区域
④所有者	奄美市
⑤周辺施設等	対象地区内に観光交流施設・木工工芸センター・内海公園。 1km 圏内に小中学校・老人ホーム・スポーツ複合施設。
⑥対象地周辺の環境	内海に近接しており、周辺に民家は少ない。
⑦その他 (上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等)	地域性(環境・歴史等)の観点から木造での建設も視野に入れているが、台風の被害を受けやすい立地であることを懸念している。 この点についても助言・提案をいただきたい。 本事業と同一スケジュールで供用開始を目指している「笠利地区認定こども園整備事業」との同一事業としての整備についてのご意見をお聞かせください。